

事業所運営に係る留意事項

この資料は定期巡回・随時対応型訪問介護看護の運営における主な留意事項をまとめたものです。  
動画配信の「介護サービス事業者集団指導(全サービス共通)」と併せて受講いただくことで  
集団指導の受講となります。

令和6年度介護報酬改定に伴う追加や変更点、  
及び事業所運営において特に留意いただきたい  
事項についてはマーカーを記しています。



1 従業員の員数【地域密着型サービス基準条例 第7条】

オペレーター	<p><b>提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※オペレーターのうち1人以上は資格を有した常勤であること。</li> <li>※定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。</li> <li>※午後6時から午前8時までの時間帯については、コール内容に応じて必要な対応を行うことができる。と認められる場合、事業所外(自宅等)で勤務することができる。</li> <li>※当該オペレーターが利用者からの通報を受けられる体制を確保している場合は、定期巡回サービス、随時訪問サービス、訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</li> </ul>
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	<p><b>利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※サービス利用状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。</li> <li>※随時訪問サービスを行う訪問介護員等やオペレーターによる兼務可</li> <li>※結果として定期巡回サービスが存在しない時間帯が存在する場合、当該時間帯に配置しないことができる。</li> </ul>
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<p><b>提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</b> ⇒通報があつてから概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス又は同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</li> <li>※利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合、オペレーターは随時訪問サービスに従事することができる。とともに、随時訪問介護サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</li> <li>※午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、事業所外(自宅等)で勤務することができる。</li> </ul>
訪問看護サービスを行う看護師等 ※連携型を除く	<p><b>看護職員(保健師、看護師及び准看護師) 常勤換算方法で2.5以上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※看護職員のうち1人以上は常勤の保健師又は看護師であること。</li> <li>※看護職員のうち1人以上は提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保されていること。</li> <li>※事業所の看護職員が、オペレーターとして従事するとき及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行うときの勤務時間については、常勤換算を行う際の訪問看護サービスの看護職員の勤務時間数として算入して差し支えない。</li> </ul> <p><b>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 事業所の実績に応じた適当数</b></p>
計画作成責任者	<p><b>従業員のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、又は介護支援専門員から1人以上</b> ⇒オペレーターの要件として認められている介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者がサービス提供責任者として3年以上従事した者が看護師、介護福祉士等の資格を有しない場合、計画作成責任者としては認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※利用者数及び業務量を考慮し適切な人員を確保すること。</li> <li>※利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできる。</li> </ul>

2 一体型/連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について【地域密着型サービス基準条例 第45条】

- ①指定訪問看護事業所との連携の有無により、一体型と連携型ではサービス内容及び利用料が異なるため、**運営規程、重要事項説明書への記載が必要です。**
- ②利用者が、事業者が選定した連携指定訪問看護事業所からのサービスを受けることを選択しない場合は、**当該利用者が指定した指定訪問看護事業所との連携が必要です。**

### 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成【地域密着型サービス基準条例 第27条】

- ①利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえて、目標及び当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しているか。  
⇒計画作成責任者は看護職員より必要な協力を得て計画を作成して下さい。
- ②居宅サービス計画に基づいて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が立てられているか。
- ③計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント及びモニタリングの結果を踏まえ、作成しているか。
- ④利用者又は家族への説明・同意・交付は行われているか。
- ⑤計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。
- ⑥(連携型を除く)訪問看護サービスを行う看護師等(准看護師を除く。)は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。

### 4 運営規程【地域密着型サービス基準条例 第32条】

運営についての重要事項に関する規程を定めているか。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容(人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と記載することも可。)
- ③営業日(365日)及び営業時間(24時間)
- ④指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤通常の事業の実施地域
- ⑥緊急時等における対応方法
- ⑦合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- ⑧虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑨その他運営に関する重要事項  
⇒重要事項説明書、HP等との整合性を確認して下さい。  
⇒運営規程を変更した場合は、変更届の届出が必要です。



### 5 地域との連携等【地域密着型サービス基準条例 第40条】

- ①介護・医療連携推進会議をおおむね6月に1回以上開催しているか。  
※活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。  
⇒利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者により構成
- ②介護・医療連携推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成、公表しているか。
- ③1年に1回以上、事業所が提供するサービスについて自己評価を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において外部評価を行っているか。

## 6 夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮したサービス提供

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した新たな区分を設ける。

### 【定額】

・基本夜間訪問サービス費：989 単位/月

### 【出来高】

・定期巡回サービス費：372 単位/回

・随時訪問サービス費(Ⅰ)：567 単位/回

・随時訪問サービス費(Ⅱ)：764 単位/回(2人の訪問介護員等により訪問する場合)

## 7 令和6年度に義務化となった事項(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)



要注意

	指針・計画	委員会	研修・訓練	担当者
感染症及び災害に係る業務継続計画(BCP)	計画(注1)	-	(研修・訓練) 年1回以上(注2)	-
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	指針	感染対策委員会 6月に1回以上(注3)	(研修・訓練) 年1回以上	感染対策担当者 (注4)
高齢者虐待の防止	指針	虐待防止検討委員会 定期的(年1回以上)(注3)	(研修) 年1回以上	虐待防止担当者 (注4)
身体的拘束等の適正化の推進(注5)	-	-	-	-

(注1)感染症の予防及びまん延の防止のための指針と一体的に策定することができる。

(注2)感染症対策に関する研修、訓練と一体的に実施することができる。

(注3)他の会議体と一体的な設置・運営ができ、他のサービス事業者との連携による開催ができる。

(注4)他の担当者との兼務は差し支えない。

(注5)やむをえず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

## 受講後は、参加票兼質問票を必ずご提出ください

ご提出により集団指導の受講を確認しますので、必ずご提出ください。

提出はこちら

 <https://logofarm.jp/form/sQhE/824723>

提出期限 令和7年3月7日(金)



携帯からはこちら